

質問項目

- ① 現在のごみ処理手数料の金額をどうやって決めたのか。
- ② 条例や規則等で規定されているのか。

川越市	<p>①原価計算を行い、10kg当たり294円という結果から75%~80%が妥当と判断した。(H27実績)</p> <p>②これに併せて規則改正を実施。(別表1)</p>
坂戸市	<p>①受益者負担の原則から事業系ごみの処理費用及び近隣市町等との均衡を勘案し決定。</p> <p>②坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例</p>
東松山	<p>①現在のごみ処理手数料は、昭和63年に改定。 当時の近隣市町村の料金を参考に算出したようである。</p> <p>②東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条に規定されている。</p>
桶川	<p>①平成19年度当時の処分原価の乖離の解消、近隣市町村との手数料を比較し決定した。</p> <p>②「桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」H30.9議会で可決 H31.4~施行</p>
北本市	<p>①不明</p> <p>②北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則</p>
上尾	<p>①・事業系ごみの処理手数料は、ごみ処理経費と年間搬入量から算定している。 「ごみ処理経費÷年間搬入量= 事業系ごみの処理手数料」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみ処理手数料は旧来より事業系ごみの処理手数料の1/3程度としている。 ・直近の改訂時期 平成27年10月1日 <p>②「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」により規定している。</p>
所沢	<p>①現在の手数料240円/10kgを決定するにあたり、 審議会でごみ処理原価の7割程度の負担を求めるのが適当との答申を受け、決定している。</p> <p>②「所沢市廃棄物の減量および適正処理に関する条例」に規定しているが、 決定プロセス等については、条例等には規定がないものと認識</p>
ふじみ野	<p>①20年以上前から10kgあたり100円だが、当時の資料が残っていないため、不明。</p> <p>②金額については、条例第25条に規定されている。</p>
三芳町	<p>①現在の事業系一般廃棄物の処理手数料について、設定当時の資料がないため、詳細は不明。 町や近隣自治体の状況、社会情勢などにより決定したものと想像する。 今後は、廃棄物処理にかかる費用などから算出していくことと考える。</p> <p>②「三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第24条および別表</p>